

軽自動車税の税率（年額）が変わります

地方税法一部改正により、平成27年度課税分（平成27年4月1日現在で所有している車両）から軽自動車税の税率が変更となります。改正内容は以下のとおりです。

1 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などの税率（年額）

平成27年度課税分から原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などに係る軽自動車税について、登録されている全ての車両の税率（年額）が変わります。



車種区分		税率（年額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
ポータトレラー		2,400円	3,600円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

2 四輪以上・三輪の軽自動車の税率（年額）

軽四輪車などに係る軽自動車税について、平成27年4月1日以降に登録される新車から税率（年額）が変わります（平成27年3月31日までに登録された車両の税率は変わりません）。

また、自然にやさしい環境づくりを進める観点から、新車新規登録から13年を経過した軽四輪車などについて、平成28年度分から重課税率（年額）が適用されます。
 ※新車新規登録年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。
 お手持ちの車検証をご確認ください。



車種区分			税率（年額）		
			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	登録後13年超（経年重課税率）※平成28年4月1日から適用
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※軽自動車税は、各年度の4月1日現在、軽自動車などの所有者として登録されている人に課税されます。

●問い合わせ先 税務課 市税班（合志庁舎） ☎248-1114

償却資産の申告は2月2日(月)までです



償却資産とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産をお持ちの事業主は、毎年1月1日現在の所有状況を償却資産の所在地の市町村長に申告することになっています。

- 特殊自動車は固定資産税の償却資産または軽自動車として申告する必要があります。
- 申告書類は12月に送付していますが、新規に事業を始めた場合など、必要な人には送付しますのでご連絡ください。
- 耐用年数が1年未満の資産や取得価格が10万円未満の資産で、規定により損金参入されたものなどは申告の対象にはなりません。詳しくは、市ホームページまたは税務課市税班までお問い合わせください。
- 提出・問い合わせ先
税務課 市税班（合志庁舎） ☎248-1114

業種	償却資産の例
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用機械など
不動産（賃貸）業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、ごみ置場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車（小型特殊自動車など軽自動車税の対象は除く）、プレス機など
卸売・小売業	ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、消毒殺菌機など
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）、給食用厨房器具など

65歳以上の人へ 介護保険認定に基づく障害者控除対象者認定書を交付します

障害者手帳を持っておらず、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人のうち、身体の障がいや認知症の状態が下表のいずれかに該当すると市が認定した人に、所得税・住民税の申告の際に障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※平成26年12月31日を基準日として、本市に住所がある人が交付対象となります。

※すでに障害者手帳をお持ちの人は、認定書の交付を受ける必要はありません。

	障害区分	判定基準（介護保険認定調査による）
障害者控除対象者	身体障害者（3～6級）相当	障害高齢者の日常生活自立度B1またはB2
	知的障害者（軽・中度）相当	認知症高齢者の日常生活自立度ⅢaまたはⅢb
特別障害者控除対象者	身体障害者（1・2級）相当	障害高齢者の日常生活自立度C1またはC2
	知的障害者（重度）相当	認知症高齢者の日常生活自立度ⅣまたはM

- 手続き
 - ・高齢者支援課（西合志庁舎）、市民課総合窓口（合志庁舎）、各支所に備える「障害者控除対象者認定書交付申請書」を各窓口へ提出してください。申請書は市ホームページにも掲載しています。
 - ・申請は本人と家族に限ります。本人の介護保険証と認印、申請者の身分証をお持ちください。

- 注意事項
 - ①認定書は1月13日（火）から交付します。申請後その場で交付しますが、事情により後日交付する場合があります。
 - ②この認定書は平成26年分の申告に限り有効です。
 - ③この認定書は障がい者としてのサービスが受けられる証明書ではありません。

●問い合わせ先
高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎）
☎242-1109